【36釈　文】群馬郡新堀村端気川通船落合い証文

（嘉永四年：一八五一）

一札之事

一今般、利根川より藤川江引入、端気川
筋を前橋迄通船御目論見ニ付、
藤川筋私共村々ニおゐて故障之有無
御懸合ニ付、川筋地所持主并小前一同
申談仕候所、御通船ニ付、何ニて茂故障之儀
決而無二御座一候、然ル上者、已来御勝手
次第御通船可レ被レ成候、依レ之落合
一札差出し申候、以上

嘉永四辛亥年七月

【36読み下し文】

一札の事

一今般、利根川より藤川へ引き入れ、端気（はけ）川
筋を前橋迄通船御目論見（もくろみ）に付、
藤川筋私共村々において故障の有無
御懸け合いに付、川筋地所持主並び小前（こまえ）一同
申し談じ仕り候所、御通船に付、何にても故障の儀
決して御座無く候、然（しか）る上は、已来（いらい）御勝手
次第御通船成らるべく候、これに依り落ち合い
一札差し出し申し候、以上

嘉永四辛亥年七月

〈前橋市・新堀町自治会文書　P八二〇九　No.五四―四〉